

令和2年度

年金生活者支援給付金制度のご案内



年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには **請求書の提出が必要** です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

※既に受給しているかたは改めて手続きする必要はありません。

請求手続き

▶年金を受給中のかた

- 対象となるかたには、10月中旬から、請求書(ハガキ形式)が順次郵送されています。必要事項を記入の上、日本年金機構へ返送してください。
- 支給要件を満たす場合は、2年目以降の手続きは原則不要です。
- 支給要件を満たさなくなった場合には、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」をお送りします。
- 前年所得額の更正などで給付金の支給額に影響がでるかたは、年金事務所にご相談ください。

▶新たに年金を受給されるかた

- 老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金の請求手続きと併せて、年金事務所または国保年金課で年金生活者支援給付金の請求手続きを行ってください。

対象

▶老齢基礎年金を受給しているかた

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- 65歳以上である
- 世帯員全員の市町村民税が非課税である
- 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

▶障害基礎年金・遺族基礎年金を受給しているかた

以下の要件を満たしている必要があります。

- 前年の所得額が約462万円以下である

年金生活者支援給付金の請求で困ったときには、お電話ください。

年金給付金専用ダイヤル：0570-05-4092 (ナビダイヤル)

年金給付金

検索



国民年金保険料は口座振替・クレジットカードでの納付が便利でおトク!

3つのオススメ

- ①金融機関などへ行く手間が省けます。
- ②保険料の納め忘れがありません。
- ③口座振替は前納割引で、さらにお得!
※クレジットカード納付でも納付書と同額の割引が適用されます。

手続きの方法

①口座振替

提出書類「国民年金保険料口座振替納付申出書」

※申出書以外の添付書類は不要です。

②クレジットカード

提出書類「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」

※クレジットカード名義人が本人・配偶者以外の場合は、電話または同意書によるカード名義人の同意が必要です。同意書は、日本年金機構ホームページ「申請・届出様式」からダウンロードできます。



便利です

年金

**納めた国民年金保険料は、
全額が社会保険料控除の対象になります**

この控除を受けるには、年末調整や確定申告の際に、「**社会保険料(国民年金保険料)控除証明書**」(または領収書)の添付が必要です。控除証明書は日本年金機構が11月上旬に送付します。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付したかたの社会保険料控除に加えることができます。



いい 暮らし
11月30日は「年金の日」です!!

「ねんきんネット」を利用すると、いつでも年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、様々なパターンで試算することもできます。

「ねんきんネット」は、日本年金機構のホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)でご確認ください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

問合せ先 貝塚年金事務所 ☎072-431-1122 国保年金課 ☎072-433-7274